

東弁23人第357号  
2012年3月9日

府中刑務所  
所長 横尾 邦彦 殿

東京弁護士会  
会長 竹之内 明

### 人権侵害救済申立事件について（警告）

当会は、申立人A氏からの人権救済申立事件について、当会人権擁護委員会の調査の結果、貴殿に対し、下記のとおり警告いたします。

#### 記

##### 第一 警告の趣旨

申立人は、2009年4月29日、頭が痛くなり体がしびれて、熱が出てボーッとなって診察を受けた際、府中刑務所（以下、「相手方」といいます。）職員から、医療上の正当な理由もなく足とわき腹を11箇所つねられ、内出血の傷害が生じましたが、これは申立人の身体の安全を侵害する人権侵害行為にあたります。相手方は今後、仮に被収容者の痛覚の有無を調べる検査を行う場合には、人体への侵襲を伴わない方法で実施されるよう求めます。

##### 第二 警告の理由

###### 1 認定した事実

2009年4月29日、申立人は、頭が痛くなり体がしびれて、熱が出てボーッとなった。翌4月30日に、診察室で、申立人に2名の相手方男性職員（看護師）が付き、申立人に対して医療措置を行った。その際、看護師から目をつぶれといわれて申立人は目をつぶっていたが、何かしているようなのでそれを見ると、職員の内1名が、申立人の「感覚があるか確認している」と説明をしながら足をつねっていた。ボーッとなっていたので、つねられている感覚ははっきりとはなかった。

その後、房に帰って見てみると、足とわき腹に内出血（血豆）のあとが11箇所あった。

###### 2 判断

- (1) 相手方職員が申立人の足とわき腹を11箇所程度つねり、結果として各部位に内出血が生じた事実が認められます。

- (2) ところで、別件ではありますが日本弁護士連合会が以前調査した徳島刑務所に関する人権救済申立事件（日弁連総第89号）の同所所長宛警告書（2010年1月29日付）において、同刑務所医務課長（当時）の行った「ピンチテスト（痛覚検査）と称して太股等を多数回にわたってつねる」などの行為（例：「両太股を少なくとも3か所6回つねる行為」）に関し、同連合会は、「受刑者に対する暴行陵虐行為・・・とも評価し得る極めて重大な人権侵害行為と言わざるを得ない。」と認定しています。

同報告書は、①下半身の神経感覚を確認することが目的であれば、「つねる」という行為は必ずしも必要ではない、②仮につねるという方法によるとしても、事前に対象者に対して検査の内容を説明して了承を得るべきである、③対象者については、1回つねっただけで痛いという反応を示しているのであるから、それ以上に複数回にわたって複数箇所をつねる行為は不要であり、意図的な加害行為であると評価される、④検査方法としても、神経に問題があるかどうかを確認するには、体を指などで押すといった人体への侵襲を伴わない方法で行うことが可能であり、つねるという暴力的な方法によることは一般的ではない、等の理由を挙げて、「医師が真に検査目的でピンチテストを実施したとは考えられず、むしろ対象者に対して苦痛を与えて懲らしめる目的でピンチテストを実施したことが窺われるのであって、診療行為に名を借りた暴行陵虐行為と評価せざるを得ない」という判断を下しています。

そこで、本件においては当該判断も参考にして検討を行うこととします。

- (3) つねることの必要性についての疑い

当時、申立人の身体に相当程度の痺れの症状があったことは申立人自身が認めており、申立人の痛覚の有無を調べることの必要性があったこと自体は認められます。しかし、体を指などで押すといった人体への侵襲を伴わない方法でかかる症状を確認することが方法として相当であることは、徳島刑務所における前記申立事件と同じく言を待ちません。申立人の症状を確認する為に申立人の足からわき腹にかけて皮膚をつまんで感覚の有無を確認するという措置が必要であったことについては、大きな疑問が残ると言わざるを得ません。

- (4) 申立人の了承の不存在

更に、相手方の職員が事前に申立人に対して痛覚検査の内容を説明して了承を得るべきであったことも確かです。申立人は当日熱が出てボーッとなっていたにしても、職員との間で一定程度のコミュニケーション（やり取り）を行なうことが出来た状態にあったと認められるので、インフォームド・コンセントの原則上、足とわき腹に内出血

(血豆)のあとが11箇所残るほどの結果が生じるつねる行為を行う際には、事前に申立人の了承を得るべきであったと認められます。

(5) つねる回数(程度)の不当性

なお、本件において申立人は1回つねっただけで痛いという反応を明示していたとは言えず、この点で徳島刑務所における前記申立事件とは事情を異にします。しかしながら、相手方職員は少なくとも、2回・3回とつねった時点で申立人の反応が無ければ、申立人の体を指などで押すといった人体への侵襲を伴わない方法でかかる症状を確認する方法に移行すべきであり、そのことは容易であったと認められます。本件では相手方職員が申立人の足とわき腹をつねった箇所が11箇所にも上っていることからすると、当該つねり行為の回数が相当であったとはとても認めることはできません。徳島刑務所における前記申立事件での「両太股を少なくとも3か所6回つねる行為」に比して11箇所を上るつねり行為は回数としても相当性を逸脱していると認められます。

(6) 結論

以上より、相手方職員が申立人の足とわき腹を11箇所程度つねり結果として各部位に内出血が生じたという行為には医療上の正当な理由が認められず、よって、申立人の身体の安全を侵害する人権侵害行為と認定いたしました。

以 上